

新規上場の促進に向けた上場制度の見直しについて

平成25年11月27日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所は、中部地域の経済インフラの一つとして、上場企業、投資家等の利用者の皆様方に対して市場選択の機会を提供するとともに、地域経済の一層の発展に寄与することを目指して、「名証の利用促進に向けた新たな施策について」を取りまとめ、本年9月に公表いたしました。その中で当取引所は、「新規上場の促進」を最重要課題の一つとし、わが国における株式上場のファーストステップ市場である中堅・中小企業向けの市場第二部及び成長企業向けのセントレックスについて、市場の信頼性・公正性を維持しながら、上場機会の拡大を図る方向で、上場制度を見直すこととしております。

当取引所では、本施策に基づき、中堅・中小企業の新規上場を促進する観点から、本則市場の上場審査基準における株式の流動性に係る基準について見直しを行うほか、セントレックスの上場審査基準等における上場時価総額基準の緩和を図ることとし、併せて、上場申請書類等の一部簡素化を行うとともに、その他所要の見直しを行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 本則市場の上場審査基準における株式の流動性に係る基準の見直し	<ul style="list-style-type: none">新たに「公募等の実施」に係る基準を新設し、現行の「流通株式数」基準又は当該新設基準のいずれかの基準に適合すれば足りるものとします。「公募等の実施」に係る基準は、上場申請日から上場日の前日までに、1,000単位又は上場時に見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上の公募又は売出しを行うこととします。	<p>※新たな基準の設定は、新規上場に必要な公募株式数等を明示することで、新規上場申請者の上場前の資本政策の立案を容易にするとともに、上場申請に係る株券の公募又は売出し（以下「上場に係る公募等」といいます。）により相当数以上の流通株式を確保し、上場日以後の公正な株価形成が見込まれる会社については、実質要件に基づく審査の対象とできるようにする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none">上場後の流動性を確保するため、上場廃止基準（流通株式数が1,000単位未満であること）の見直しは行いません。

項目	内 容			備 考												
	<p>(参考：見直しの概要)</p> <table border="1" data-bbox="546 284 1391 858"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 284 651 331">基準</th> <th data-bbox="651 284 1016 331">見直し前</th> <th data-bbox="1016 284 1391 331">見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 331 651 459">/</td> <td data-bbox="651 331 1016 459">「流通株式数」基準に適合すること</td> <td data-bbox="1016 331 1391 459">「流通株式数」基準又は「公募等の実施」基準に適合すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 459 651 699">流通株式数</td> <td data-bbox="651 459 1016 699">次の a 及び b に適合すること a 流通株式数が2,000単位以上 b 流通株式数比率が25%以上</td> <td data-bbox="1016 459 1391 699">(見直し前と同じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 699 651 858">公募等の実施</td> <td data-bbox="651 699 1016 858">—</td> <td data-bbox="1016 699 1391 858">・公募又は売出株式数が1,000単位又は上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上</td> </tr> </tbody> </table>			基準	見直し前	見直し後	/	「流通株式数」基準に適合すること	「流通株式数」基準又は「公募等の実施」基準に適合すること	流通株式数	次の a 及び b に適合すること a 流通株式数が2,000単位以上 b 流通株式数比率が25%以上	(見直し前と同じ)	公募等の実施	—	・公募又は売出株式数が1,000単位又は上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上	<ul style="list-style-type: none"> 「公募等の実施」に係る基準に適合するため、上場に係る公募等の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出する新規上場申請者は、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとします。
基準	見直し前	見直し後														
/	「流通株式数」基準に適合すること	「流通株式数」基準又は「公募等の実施」基準に適合すること														
流通株式数	次の a 及び b に適合すること a 流通株式数が2,000単位以上 b 流通株式数比率が25%以上	(見直し前と同じ)														
公募等の実施	—	・公募又は売出株式数が1,000単位又は上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上														
<p>2. セントレックスの上場審査基準等における「上場時価総額」の基準の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の基準を以下のとおり緩和することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a. 上場審査：上場日において3億円以上となる見込みのあること b. 上場廃止：2億円未満の場合で、猶予期間内に2億円以上とならないとき <p>(参考：見直しの概要)</p> <table border="1" data-bbox="546 1198 1391 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="546 1198 748 1246">基準</th> <th data-bbox="748 1198 904 1246">見直し前</th> <th data-bbox="904 1198 1391 1246">見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 1246 748 1318" rowspan="2">上場時価総額</td> <td data-bbox="748 1246 904 1318">審査基準</td> <td data-bbox="904 1246 1016 1318">5億円</td> <td data-bbox="1016 1246 1391 1318">3億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1318 904 1390">廃止基準</td> <td data-bbox="904 1318 1016 1390">3億円</td> <td data-bbox="1016 1318 1391 1390">2億円</td> </tr> </tbody> </table>			基準		見直し前	見直し後	上場時価総額	審査基準	5億円	3億円	廃止基準	3億円	2億円	<ul style="list-style-type: none"> 上場廃止に係る「上場時価総額」の基準の充足にあたっては、あわせて上場株式数に2を乗じて得た数値以上であることが必要となります（現行どおり）。 上場廃止に係る「上場時価総額」の基準は、現在、現行の3億円を1.8億円に変更して適用しておりますが、この改正規定施行の日以後は2億円を1.8億円に変更して適用します。 	
基準		見直し前	見直し後													
上場時価総額	審査基準	5億円	3億円													
	廃止基準	3億円	2億円													

項 目	内 容	備 考
3. 上場申請書類等の一部簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者が上場申請から上場日までに提出することとしていた従来書類を見直し、その一部の提出を要しないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「上場申請のための四半期報告書」（本則市場への新規上場申請者における最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係るものに限り、）電子開示手続により提出された有価証券届出書等について、提出を要しないこととします。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・平成26年1月を目途に実施し、改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用します。

以 上